

令和2年2月19日

令和2年 道央廃棄物処理組合議会
第1回定例会議案

道央廃棄物処理組合

目 次

- 報告第 1 号 例月現金出納検査の結果について（令和元年 1 0 月分）
- 報告第 2 号 例月現金出納検査の結果について（令和元年 1 1 月分）
- 報告第 3 号 例月現金出納検査の結果について（令和元年 1 2 月分）
- 報告第 4 号 定期監査の結果について
- 報告第 5 号 専決処分の報告について（北海道町村議会議員公務災害補償等組
合規約の一部変更）
- 議案第 1 号 道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制
定について
- 議案第 2 号 令和元年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について
（第 1 回）
- 議案第 3 号 令和 2 年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について
- 議案第 4 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和元年10月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年11月25日

道央廃棄物処理組合議会議長 佐々木 雅 宏 様

道央廃棄物処理組合監査委員 高 山 和 己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂 下 一 彦

1 検査の対象

令和元年10月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和元年11月22日～令和元年11月25日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和元年11月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年12月24日

道央廃棄物処理組合議会議長 佐々木 雅 宏 様

道央廃棄物処理組合監査委員 高 山 和 己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂 下 一 彦

1 検査の対象

令和元年11月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和元年12月23日～令和元年12月24日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和元年12月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元2年1月24日

道央廃棄物処理組合議会議長 佐々木 雅 宏 様

道央廃棄物処理組合監査委員 高 山 和 己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂 下 一 彦

1 検査の対象

令和元年12月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和2年1月23日～令和2年1月24日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

定期監査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第4項の規定により、令和元年度定期監査（財務事務監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年1月24日

道央廃棄物処理組合議会議長 佐々木 雅 宏 様

道央廃棄物処理組合監査委員 高 山 和 己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂 下 一 彦

令和元年度定期監査（財務事務監査）報告書

1 監査の概要

(1) 監査の期間

令和元年12月2日から令和元年12月27日まで

(2) 監査の対象

道央廃棄物処理組合事務局企画課、総務課、施設課

(3) 監査の範囲及び方法

令和元年度4月から11月末までにおける財務に関する事務の執行が、関係法令、条例、規則等に基づき、公平普遍で計画的かつ効率的に行われているかについて、次の事項を重点として関係課から書類の提出を求め、書類審査を行い、必要に応じて関係職員からの事情聴取を行った。

ア 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。

イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

ウ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

エ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

オ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続きは、法令等の定めによるところにより適時、適正に行われているか。

カ 随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

キ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

2 監査の結果

今回の監査は、組合事務局の所掌事務を対象に、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかについて、主に前記の項目を重点に関係書類を検査するとともに関係職員から説明を聴取し実施した。

項目別監査結果は次のとおりであり、財務に関する事務は良好に執行されていると認められ、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。

(1) 収入事務関係

収入に関する事務については、主に調定から収入の整理に至るまで事務が適正に行われているかについて、調定書等の関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(2) 支出事務関係

支出に関する事務については、違法、不当な支出又は不経済な支出がないかについて、旅行命令簿、金券類の受払簿、契約書類及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(3) 契約事務関係

契約に関する事務については、契約の方法、手続、締結及び履行が関係法令等に基づいて適正に行われているかについて、設計書、仕様書、入札書、見積書、契約書、検査証及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(4) 財産管理事務関係

財産管理に関する事務については、物品の管理等が適正に行われているかについて、関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年2月19日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専決処分書(写)

専決処分第2号

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更について別紙のとおり専決処分する。

令和元年12月10日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の
制定について

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を次の
とおり制定する。

令和2年2月19日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

(提案理由)

会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため、本
案を提出する。

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

2 職員の給与及び費用弁償については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(給与)

第2条 職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

2 前項に規定する給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(報酬)

第3条 月額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第9号）の規定により準用する千歳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年千歳市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を20で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 時間額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を155で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして、千歳市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年千歳市条例第44号）第3条から第5条までの規定を準用して得た額に、道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第11号）第2条の規定により準用する千歳市職員の給与に関する条例（昭和26年千歳市条例第1号。以下「給与条例」という。）第8条の3の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。

（報酬の支給）

第4条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 月額で報酬を定める職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 3 前項の規定により報酬を支給する職員であって、月の途中において職員となり、又は死亡以外の事由で退職したものの報酬月額は、当該月の現日数から当該職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 4 日額又は時間額で報酬を定める職員に対しては、当該職員の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

（特殊勤務に係る報酬）

第5条 給与条例第11条第1項に規定する特殊の勤務に従事することを命ぜられた職員には、同条第2項の規定の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第6条 当該職員について定められた勤務時間（以下この項及び次項並びに次条、第8条並びに第11条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給さ

れることとなる時間を除く。) に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務 (同項ただし書の勤務を除く。) の時間 (第24条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50 (夜間勤務に係る報酬)

第7条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(休日勤務に係る報酬)

第8条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた職員のその休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(期末手当)

第9条 給与条例第18条（第3項及び第5項を除く。）から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条第1項	第18条の3まで及び附則第4項第3号	第18条の3まで
	職員	任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条から第18条の3までにおいて同じ。）
第18条第4項	基準日現在	基準日
	職員に	任期の定めが6月以上の職員に
	死亡した日現在。附則第4項第3号において同じ。）におい	死亡した日)以前6月以内の職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額

	て職員が受けるべき 給料及び扶養手当の 月額並びにこれらに 対する地域手当の月 額の合計額	
第18条の2及 び第18条の3	職員	任期の定めが6月以上の職員

2 任期の定めが6月に満たない職員の1会計年度内における職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の職員とみなす。

（報酬の端数処理）

第10条 第6条から第8条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合及び次条第1項及び第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（報酬の減額）

第11条 月額で報酬を定める職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他

その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額で報酬を定める職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第12条 第6条から第8条まで及び前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第3条第1項の規定により計算して得た額に 12 を乗じ、その額を年間の勤務時間で除して得た額
- (2) 日額による報酬 第3条第2項の規定により計算して得た額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第3条第3項の規定により計算して得た額

- 2 前項に規定する年間の勤務時間は、規則で定める。

(通勤に係る費用弁償)

第13条 職員が給与条例第10条の2第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第10条の2第2項から第7項までの規定の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第14条 職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を弁償する。

2 旅行に係る費用弁償の額については、道央廃棄物処理組合職員等の旅費に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第4号）の規定により準用する千歳市職員等の旅費に関する条例（昭和28年千歳市条例第19号）の例による。

（職員給与からの控除）

第15条 給与条例第22条の規定は、職員について準用する。

（管理者が特に必要と認める職員の給与）

第16条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し管理者が特に必要と認める職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定めるものとする。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年度及び令和3年度における期末手当の支給額に係る特例措置）

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に支給する職員の期末手当についての第9条において準用する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の100」とする。

3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に支給する職員の期末手当についての第9条において準用する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の115」とする。

令和元年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について
(第 1 回)

令和元年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算は、別冊 1 のとおりとする。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について

令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計予算は、別冊2のとおりとする。

令和2年2月19日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合公平委員会委員の選任について

次の者を道央廃棄物処理組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年2月19日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

住 所 千歳市勇舞5丁目6番13号

氏 名 かわ 川 べ 辺 ゆたか 豊

生年月日 昭和33年10月11日

（提案理由）

川瀬正明委員の任期満了（令和2年4月10日）に伴い、新たに選任するものです。

管 理 者 行 政 報 告

令和2年2月

道央廃棄物処理組合

令和2年第1回定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

1 焼却施設建設工事の請負契約締結について

「焼却施設建設工事の請負契約締結について」であります。令和元年第2回定例会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただきましたことから、11月19日に受注者である日立造船・五洋建設・丹波組特定共同企業体と建設工事請負契約の締結を行ったところであります。

工期につきましては、令和6年7月31日までとしており、この間、施設の建設工事が適正かつ確実に実施されるよう施工監理を行い、工事の円滑な履行及び品質の確保を図ってまいります。

以上を申し上げます。行政報告といたします。

令和2年
道央廃棄物処理組合議会第1回定例会

令和元年度 一般会計補正予算書

道央廃棄物処理組合

目 次

1	令和元年度 道央廃棄物処理組合一般会計補正予算（第1回）	1
	第1表 歳入歳出予算補正	2
	第2表 債務負担行為補正	3
	第3表 地方債補正	3
2	道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書	
	総括	5
	歳入	6
	歳出	8

令和元年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算（第1回）

令和元年度道央廃棄物処理組合の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,316千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		39,427	△6,465	32,962
	1 負担金	39,427	△6,465	32,962
3 繰越金		500	2,449	2,949
	1 繰越金	500	2,449	2,949
5 組合債		22,100	△1,300	20,800
	1 組合債	22,100	△1,300	20,800
歳入合計		71,357	△5,316	66,041

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		31,134	△3,100	28,034
	1 総務管理費	30,782	△3,100	27,682
3 衛生費		39,173	△2,216	36,957
	1 清掃費	39,173	△2,216	36,957
歳出合計		71,357	△5,316	66,041

第2表 債務負担行為補正

変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
焼却施設建設事業	令和2年度から 令和6年度まで	16,066,338	令和2年度から 令和6年度まで	11,652,147

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
焼却施設建設事業	22,100	20,800

歲入歲出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	39,427	△6,465	32,962
3 繰越金	500	2,449	2,949
5 組合債	22,100	△1,300	20,800
歳入合計	71,357	△5,316	66,041

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国 道 支 出 金	地方債	その他	
2 総務費	31,134	△3,100	28,034				△3,100
3 衛生費	39,173	△2,216	36,957		△1,300		△916
歳出合計	71,357	△5,316	66,041		△1,300		△4,016

2 歳 入

款		補正前の額	補 正 額	計
項				
目				
1	分担金及び負担金	39,427	△6,465	32,962
1	負担金	39,427	△6,465	32,962
1	市町負担金	39,427	△6,465	32,962
3	繰越金	500	2,449	2,949
1	繰越金	500	2,449	2,949
1	繰越金	500	2,449	2,949
5	組合債	22,100	△1,300	20,800
1	組合債	22,100	△1,300	20,800
1	衛生債	22,100	△1,300	20,800
歳 入 合 計		71,357	△5,316	66,041

(補正額)

補正後

(単位：千円)

節		説 明																																
区 分	金 額																																	
1 市町負担金	($\frac{\Delta 6,465}{32,962}$)	既定より 6,465千円減 市町負担金																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千 歳 市</td> <td>14,387</td> <td>$\Delta 2,699$</td> <td>11,688</td> </tr> <tr> <td>北広島市</td> <td>9,813</td> <td>$\Delta 1,814$</td> <td>7,999</td> </tr> <tr> <td>南 幌 町</td> <td>1,861</td> <td>$\Delta 345$</td> <td>1,516</td> </tr> <tr> <td>由 仁 町</td> <td>2,939</td> <td>$\Delta 375$</td> <td>2,564</td> </tr> <tr> <td>長 沼 町</td> <td>3,788</td> <td>$\Delta 504$</td> <td>3,284</td> </tr> <tr> <td>栗 山 町</td> <td>6,639</td> <td>$\Delta 728$</td> <td>5,911</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>39,427</td> <td>$\Delta 6,465$</td> <td>32,962</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	補正前の額	補正額	計	千 歳 市	14,387	$\Delta 2,699$	11,688	北広島市	9,813	$\Delta 1,814$	7,999	南 幌 町	1,861	$\Delta 345$	1,516	由 仁 町	2,939	$\Delta 375$	2,564	長 沼 町	3,788	$\Delta 504$	3,284	栗 山 町	6,639	$\Delta 728$	5,911	計	39,427	$\Delta 6,465$	32,962
市町名	補正前の額	補正額	計																															
千 歳 市	14,387	$\Delta 2,699$	11,688																															
北広島市	9,813	$\Delta 1,814$	7,999																															
南 幌 町	1,861	$\Delta 345$	1,516																															
由 仁 町	2,939	$\Delta 375$	2,564																															
長 沼 町	3,788	$\Delta 504$	3,284																															
栗 山 町	6,639	$\Delta 728$	5,911																															
計	39,427	$\Delta 6,465$	32,962																															
1 前年度繰越金	($\frac{2,449}{2,949}$)	既定に 2,449千円追加 前年度繰越金																																
1 焼却施設建設事業債	($\frac{\Delta 1,300}{20,800}$)	既定より 1,300千円減 焼却施設 一般廃棄物処理事業																																

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	31,134	△3,100	28,034			
1 総務管理費	30,782	△3,100	27,682			
1 一般管理費	30,732	△3,100	27,632			
3 衛生費	39,173	△2,216	36,957		△1,300	
1 清掃費	39,173	△2,216	36,957		△1,300	
1 廃棄物焼却 処理経費	39,173	△2,216	36,957		△1,300	
歳 出 合 計	71,357	△5,316	66,041	0	△1,300	0

(補正額)

補正後

(単位：千円)

訳	節		説	明
	一般財源	区 分		
△3,100				
△3,100				
△3,100	19 負担金、補助 及び交付金	(<u>△3,100</u>) 19,755	既定より 3,100千円減 事務局運営経費 派遣職員給与等負担金	△3,100 △3,100
△916				
△916				
△916	13 委託料	(<u>△2,216</u>) 6,710	既定より 2,216千円減 焼却施設建設事業費 発注支援委託料 施工監理委託料	△2,216 △539 △1,677
△4,016				

令和 2 年度

一般会計予算書及び予算説明書

道央廃棄物処理組合

目 次

1	道央廃棄物処理組合一般会計予算	1
	第1表 歳入歳出予算	2
	第2表 地方債	3
2	道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出予算事項別明細書	
	総 括	6
	歳 入	8
	歳 出	12
	給与費明細書	16
	債務負担行為に関する調書	22
	地方債に関する調書	22

一 般 会 計 予 算

令和 2 年度道央廃棄物処理組合一般会計予算

令和 2 年度道央廃棄物処理組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 468,419 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 292 条において準用する同法第 230 条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		132,318
	1 負担金	132,318
2 国庫支出金		135,296
	1 国庫補助金	135,296
3 繰越金		500
	1 繰越金	500
4 諸収入		5
	1 預金利子	1
	2 雑入	4
5 組合債		200,300
	1 組合債	200,300
歳 入 合 計		468,419

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		543
	1 議会費	543
2 総務費		32,971
	1 総務管理費	32,690
	2 監査委員費	281
3 衛生費		434,384
	1 清掃費	434,384
4 公債費		21
	1 公債費	21
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		468,419

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
焼却施設建設事業	200,300	普通貸借又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	起債年度から据 置き期間を含め3 0年以内に借入先 が定める償還年次 表により償還す る。 ただし、組合財 政の都合により償 還年限の変更、繰 上償還又は低利債 に借換することが できる。

歲入歲出予算事項別明細書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	132,318	39,427	92,891
2 国庫支出金	135,296	9,325	125,971
3 繰越金	500	500	0
4 諸収入	5	5	0
5 組合債	200,300	22,100	178,200
歳入合計	468,419	71,357	397,062

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般 財源
				国道 支出金	地方債	その他	
1 議会費	543	550	△ 7				543
2 総務費	32,971	31,134	1,837			4	32,967
3 衛生費	434,384	39,173	395,211	135,296	200,300		98,788
4 公債費	21	0	21				21
5 予備費	500	500	0				500
歳出 合計	468,419	71,357	397,062	135,296	200,300	4	132,819

入 歳

2 歳 入

款		本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
項				
目				
1	分担金及び負担金	132,318	39,427	92,891
1	負担金	132,318	39,427	92,891
1	市町負担金	132,318	39,427	92,891
2	国庫支出金	135,296	9,325	125,971
1	国庫補助金	135,296	9,325	125,971
1	衛生費補助金	135,296	9,325	125,971
3	繰越金	500	500	0
1	繰越金	500	500	0
1	繰越金	500	500	0
4	諸収入	5	5	0
1	預金利子	1	1	0
1	預金利子	1	1	0
2	雑入	4	4	0
1	雑入	4	4	0
5	組合債	200,300	22,100	178,200
1	組合債	200,300	22,100	178,200
1	衛生債	200,300	22,100	178,200
歳 入 合 計		468,419	71,357	397,062

(単位：千円)

節		説明																																			
区分	金額																																				
1 市町負担金	132,318	市町負担金																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千歳市</td> <td>30,839</td> <td>14,387</td> <td>16,452</td> </tr> <tr> <td>北広島市</td> <td>18,600</td> <td>9,813</td> <td>8,787</td> </tr> <tr> <td>南幌町</td> <td>3,597</td> <td>1,861</td> <td>1,736</td> </tr> <tr> <td>由仁町</td> <td>15,530</td> <td>2,939</td> <td>12,591</td> </tr> <tr> <td>長沼町</td> <td>18,090</td> <td>3,788</td> <td>14,302</td> </tr> <tr> <td>栗山町</td> <td>45,662</td> <td>6,639</td> <td>39,023</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>132,318</td> <td>39,427</td> <td>92,891</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	本年度予算額	前年度予算額	比較	千歳市	30,839	14,387	16,452	北広島市	18,600	9,813	8,787	南幌町	3,597	1,861	1,736	由仁町	15,530	2,939	12,591	長沼町	18,090	3,788	14,302	栗山町	45,662	6,639	39,023	計	132,318	39,427	92,891
市町名	本年度予算額	前年度予算額	比較																																		
千歳市	30,839	14,387	16,452																																		
北広島市	18,600	9,813	8,787																																		
南幌町	3,597	1,861	1,736																																		
由仁町	15,530	2,939	12,591																																		
長沼町	18,090	3,788	14,302																																		
栗山町	45,662	6,639	39,023																																		
計	132,318	39,427	92,891																																		
1 衛生費補助金	135,296	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金		135,296																																	
1 前年度繰越金	500	前年度繰越金		500																																	
1 預金利子	1	預金利子		1																																	
1 雇用保険掛金収入	4	雇用保険被保険者掛金		4																																	
1 焼却施設建設事業債	200,300	焼却施設 一般廃棄物処理事業		200,300																																	

歲 出

3 歳 出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内		
				特 定 財 源		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他
1 議会費	543	550	△ 7			
1 議会費	543	550	△ 7			
1 議会費	543	550	△ 7			
2 総務費	32,971	31,134	1,837			4
1 総務管理費	32,690	30,782	1,908			4
1 一般管理費	32,640	30,732	1,908			4

(単位：千円)

訳	節		説	明
	区	分		
一般財源				
543				
543				
543	1 報酬	300	議会運営経費	543
			議員報酬	300
	4 共済費	104	議員公務災害補償等組合負担金	104
			議員費用弁償	139
	9 旅費	139		
32,967				
32,686				
32,636	1 報酬	1,353	職員雇用経費	1,933
			会計年度任用職員報酬	1,353
	3 職員手当等	147	会計年度任用職員手当等	147
			会計年度任用職員共済費	287
	4 共済費	287	会計年度任用職員費用弁償	136
			会計年度任用職員健康診断	10
	9 旅費	1,123	事務局運営経費	29,672
			職員旅費	987
	10 交際費	100	管理者交際費	100
			消耗品費	395
	11 需用費	1,367	燃料費	133
			コピー料	618
	12 役務費	2,621	食糧費	66
			通信運搬費等	654
	13 委託料	303	自動車保険料	78
			事務所移転費	999
	14 使用料及び 賃借料	1,367	地方公会計財務書類作成委託料	303
			事務用機器リース料	234
	19 負担金、補助 及び交付金	23,972	車両リース料	615
			視察・研修バス借上料等	518
			会議・研修等負担金	134
			派遣職員給与等負担金	23,031
			事務所維持管理経費負担金	807
			広報作成配布経費	1,035
			消耗品費	155
			広報折込、配布手数料	880

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内		
				特 定 財 源		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他
2 公平委員会費	50	50	0			
2 監査委員費	281	352	△ 71			
1 監査委員費	281	352	△ 71			
3 衛生費	434,384	39,173	395,211	135,296	200,300	
1 清掃費	434,384	39,173	395,211	135,296	200,300	
1 廃棄物焼却 処理経費	434,384	39,173	395,211	135,296	200,300	
4 公債費	21	0	21			
1 公債費	21	0	21			
1 利子	21	0	21			
5 予備費	500	500	0			
1 予備費	500	500	0			
1 予備費	500	500	0			
歳 出 合 計	468,419	71,357	397,062	135,296	200,300	4

(単位：千円)

訳	節		説	明	
	区 分	金 額			
一般財源	50	1 報酬	30	公平委員会運営経費	50
		4 共済費	8	委員報酬 (3人)	30
				北海道市町村総合事務組合負担金	8
				費用弁償	12
9 旅費	12				
281					
281	1 報酬	170	監査事務経費	281	
			委員報酬 (2人)	170	
			北海道市町村総合事務組合負担金	5	
			費用弁償	96	
9 旅費	96	会議・研修等負担金	10		
19 負担金、補助及び交付金	10				
98,788					
98,788					
98,788	11 需用費	169	焼却施設建設事業費	434,384	
			消耗品費	169	
			施工監理委託料	11,022	
			高速道路使用料	27	
13 委託料	11,022	工事請負費	423,166		
14 使用料及び賃借料	27				
15 工事請負費	423,166				
21					
21					
21	23 償還金、利子及び割引料	21	起債償還金利子	21	
			起債償還金利子	21	
500					
500					
500			予備費	500	
			予備費	500	
132,819					

給 与 費

1 特別職

区 分		給			
		職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)
本年度	長等				
	議員	15	300		
	その他の特別職	5	200		
	計	20	500		
前年度	長等				
	議員	15	300		
	その他の特別職	5	220		
	計	20	520		
比 較	長等				
	議員	0	0		
	その他の特別職	0	△ 20		
	計	0	△ 20		

- 備考
- 1 長等は、管理者、副管理者をいう。
 - 2 その他の特別職欄には、地方公務員法第3条第3項第1号の議会の選挙、(監査委員2名、公平委員会委員3名)

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)
本 年 度	1	1,353		283
前 年 度	0	0		0
比 較	1	1,353		283

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度					136
前年度					0	
比 較					136	

明 細 書

与 費		計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)				
		300	104	404	
		200	13	213	
		500	117	617	
		300	104	404	
		220	16	236	
		520	120	640	
		0	0	0	
		△ 20	△ 3	△ 23	
		△ 20	△ 3	△ 23	

議決及び同意を必要とする委員に限定した。

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
1,636	287	1,923	
0	0	0	
1,636	287	1,923	

寒冷地手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当 (千円)	合 計 (千円)
	147					283
	0					0
	147					283

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度			
前 年 度			
比 較			

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度					
	前年度					
	比 較					

備考 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		報 酬 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	1	1,353	283
前 年 度	0	0	0
比 較	1	1,353	283

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度				136	
	前年度				0	
	比 較				136	

備考 この表は、報酬をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	

寒冷地手当	期末勤勉手当	児童手当	時間外勤務手当	宿日直手当	退職手当	合 計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)

弁に係る職員を含む。) で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
1,636	287	1,923	
0	0	0	
1,636	287	1,923	

寒冷地手当	期末勤勉手当	児童手当	時間外勤務手当	宿日直手当	退職手当	合 計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	147					283
	0					0
	147					283

で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

(2) 給料、報酬及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			
報酬	1,353	制度改正に伴う増減分	1,353		
		その他の増減分			
職員手当等	283	制度改正に伴う増減分	283		
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職	計
令和元年10月1日現在	平均給料月額 (円)			
	平均給与月額 (円)			
	平均年齢 (歳)			
平成30年10月1日現在	平均給料月額 (円)			
	平均給与月額 (円)			
	平均年齢 (歳)			

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	国の制度	
			一般行政職(円)	技能労務職(円)
高校卒				
大学卒				

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和元年10月1日現在	級			級		
	級			級		
	級			級		
	計			計		
平成30年10月1日現在	級			級		
	級			級		
	級			級		
	計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職							

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種		
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)			
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
前 年 度	職 員 数 (A) (人)			
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度					
前年度					
国の制度					

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年 勤続の者 (月分)	25年 勤続の者 (月分)	35年 勤続の者 (月分)	最高限度額 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等						
国の制度 (支給率等)						

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和 年 月 日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当		
住 居 手 当		
通 勤 手 当		

備考 (3) 給料及び職員手当の状況は、会計年度任用職員以外の職員について記載すること。

債務負担行為で令和3年度以降にわたるものについての令和元年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和2年度以降の支出予定額等に関する調書

債務負担行為の内容			
設定年度	事 項	期 間	限度額
令和元年度	焼却施設建設事業	令和2年度から 令和6年度まで	11,652,147

地方債の平成30年度末における現在高並びに令和元年度末及び令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	平成30年度末 現在高	令和元年度末 現在高見込額 (A)	令和2年度中増減見込		令和2年度末 現在高見込額 (A) + (B) - (C)
			令和2年度中 起債借入見込額 (B)	令和2年度中 元金償還見込額 (C)	
焼却施設建設 事業債	0	20,800	200,300	0	221,100

(単位：千円)

実績及び見込み								
債務負担 行為額	令和元年度末までの 支出（見込）額		令和2年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
	期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
					国庫支出金	地方債	その他	
11,652,147	—	—	令和2年度 ～ 令和6年度	11,652,147	3,913,250	4,948,800		2,790,097